

橋下徹大阪市長に対して、憲法違反の思想調査を断念し、大阪市職員及び国民に対して謝罪するよう求める

橋下徹大阪市長が大阪市職員に対して政治活動への参加について問うたアンケートは、明らかに日本国憲法第 19 条の思想および良心の自由を侵す思想調査であり、断じて許されない。近代民主社会は基本的人権を有する市民によって構成されており、自由権・平等権は基本的人権の根幹部分をなす。国民としての市職員の政治参加について、また、市職員が受けた政治的な働きかけについて回答を求めたことは、市職員と広く国民に対する基本的人権の乱暴な蹂躪以外の何物でもない。市民がいかなる世界観・人生観をもとうとも、それを国家や権力者は抑圧・干渉してはならないのであり、それを保障している条項の 1 つが憲法第 19 条である。思想・良心の自由を根本的に否定する治安維持法の下でアジア太平洋戦争が遂行されたことを忘れてはならない。

元来、大臣や国会議員、地方自治体の首長などの公務員は、日本国憲法を尊重し擁護する義務を負っている（第 99 条）。橋下市長の今回の行為は、この点でも憲法に違反していると言わざるをえない。しかも、橋下市長は、何重にも憲法違反の思想調査を、市長の業務命令として実施しようとし、大阪市職員に対して深刻な精神的負担を強いた。このような行為の背後には、「教育・職員基本条例」の場合と同様に、選挙で選ばれたのだから首長は行政的に何をやっても許されるという根本的に誤った民主主義観がある。近代民主社会の主権者はいかなる場合でも基本的人権を有する市民であり、いかなる権力者もこの基本的人権を侵してはならず、憲法遵守義務に基づき基本的人権の保障・拡充にこそ邁進しなければならない。

創設以来、憲法擁護、憲法改悪反対の立場を堅持してきた日本科学者会議は、橋下徹市長に対して、以下のことを強く求める。

- (1) 憲法違反の思想調査を、ただちに完全に中止すること
- (2) 回収したアンケートを、ただちに完全に廃棄すること。
- (3) 多大な精神的苦痛を与えた大阪市職員および国民に対して誠実に謝罪すること

2012 年 3 月 16 日

日本科学者会議事務局長 米田 貢